

事務連絡

平成 26 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

「地域建設業経営強化融資制度」、「下請債権保全支援事業」の延長について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、急激な建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、経営状況が悪化していた建設企業の資金繰りの円滑化及び連鎖倒産の防止等を図るため、平成 20 年度第 2 次補正予算及び平成 21 年度第 2 次補正予算において、それぞれ、「地域建設業経営強化融資制度」及び「下請債権保全支援事業」が創設され、広く利用されてきたところですが、今般、これらの事業期間が 1 年間延長されることとなりました（平成 27 年 3 月 31 日まで）。

つきましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、本件に関し、貴会会員企業にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

（地域建設業経営強化融資制度）

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

（下請債権保全支援事業）

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html

【担当】 事業部 平澤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡

平成 26 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

「地域建設業経営強化融資制度」、「下請債権保全支援事業」の延長について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、急激な建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、経営状況が悪化していた建設企業の資金繰りの円滑化及び連鎖倒産の防止等を図るため、平成 20 年度第 2 次補正予算及び平成 21 年度第 2 次補正予算において、それぞれ、「地域建設業経営強化融資制度」及び「下請債権保全支援事業」が創設され、広く利用されてきたところですが、今般、これらの事業期間が 1 年間延長されることとなりました（平成 27 年 3 月 31 日まで）。

つきましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、本件に関し、貴会会員企業にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

（地域建設業経営強化融資制度）

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouta.html>

（下請債権保全支援事業）

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html

【担当】 事業部 平澤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

公共工事を受注された経営者の方へ

地域建設業経営強化融資制度

ご案内



本制度利用のメリット

- 工事の途中段階で工事請負代金債権の資金化が図れます。
- 国から助成金が支給されるため、金利等の負担が最小限で済みます。
- 本制度による借入金は、経営事項審査を受ける際に有利となります。
- 金融機関の審査もなく、迅速に融資が受けられます。

*詳しくは3. 本制度利用のメリットをご覧ください。

まずはお近くの融資事業者・相談窓口または当基金へお問い合わせ下さい。

*当リーフレット最終ページをご参照下さい。

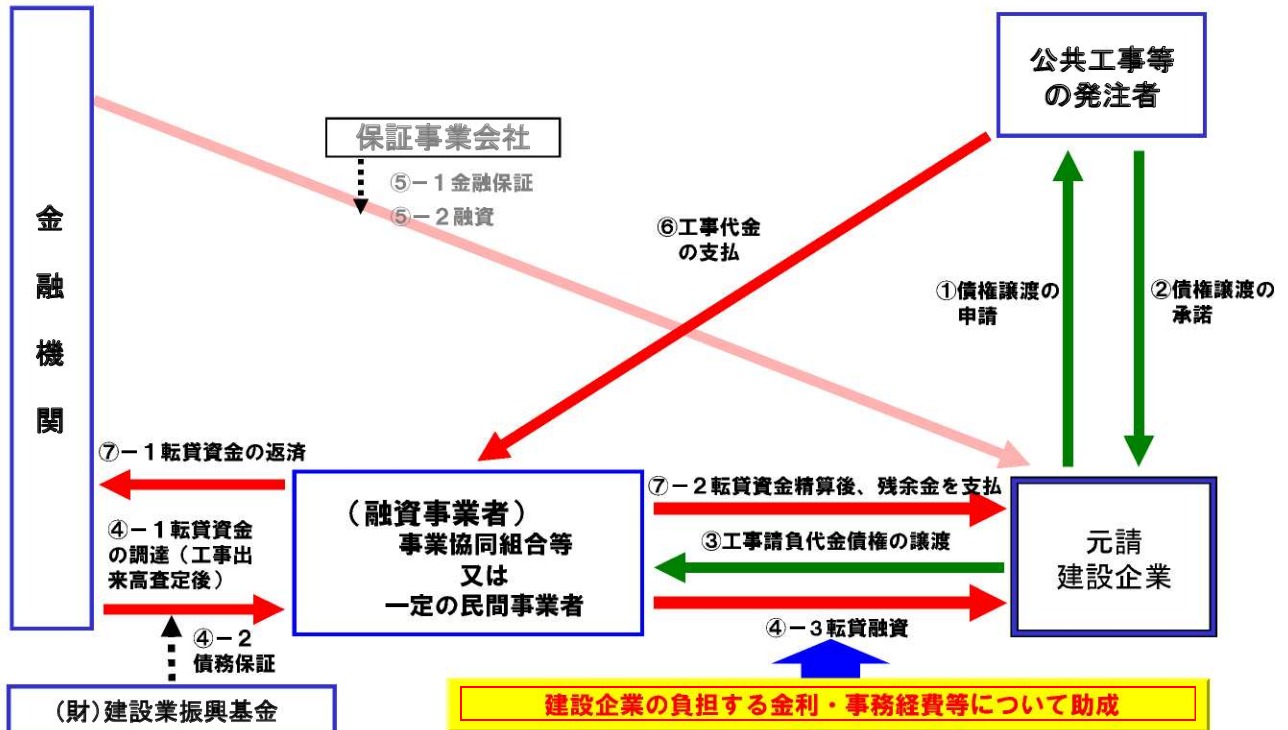
一般財団法人建設業振興基金

TEL 03-5473-4575

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

1. 本制度の概要

[本制度のスキーム図]



(手続の流れ)

- ①建設企業は発注者に工事請負代金債権の債権譲渡承諾を申請する。
- ②建設企業は発注者から債権譲渡の承諾を得る。
- ③建設企業は融資事業者へ工事請負代金債権を債権譲渡する。
- ④融資事業者は工事の出来高査定を行い、融資金額を算定して金融機関から転貸資金を調達し、建設企業へ転貸融資する(助成金の対象)。
- ⑤建設企業は保証事業会社の金融保証による未完成工事部分の融資を受けることが可能(助成金の対象外)。
- ⑥発注者は工事完成後、融資事業者に工事代金を支払う。
- ⑦融資事業者は転貸資金を精算のうえ、残余金を建設企業へ返還する。

* 必要書類は融資事業者で用意しますので、建設企業が個別に準備する必要はございません。

2. 利用要件等

- (1) 対象となる建設業者
中小・中堅建設業者（資本金20億円以下又は従業員1500人以下）
- (2) 対象となる建設工事
国、地方公共団体等の発注する工事
*ただし、低入札工事、役務的保証が付された工事は対象外です。
- (3) 借入条件等
本制度を取り扱っている融資事業者及び相談窓口（最終ページ参照）にお問い合わせ下さい。
建設業協同組合に加入いただいていない企業は、民間事業者にお問い合わせ下さい。

3. 本制度利用のメリット

- (1) 工事の途中段階で工事請負代金債権の資金化が図れます。
本制度は**工事出来高が50%を超えた時点から利用できます**。出来高に応じて複数回利用することも可能です。また、工事完成後、発注者からの工事代金が入金するまでの間に利用することも可能です。
- (2) 国から助成金が支給されるため、金利等の負担が最小限で済みます。
スキーム図④-3の転貸融資利用の際、金利、出来高査定等負担する経費に対し、**国から助成金が支給されます**ので、極めて最小限の経費負担で融資が受けられます。
*助成金は本制度利用後に融資事業者を通じて支給されます。
- (3) 本制度による借入金は、経営事項審査を受ける際に有利となります。
本制度による借入金（スキーム図④-3の転貸融資による借入金）は、経営事項審査の経営状況分析における**負債回転期間を算出する際の負債合計額から控除できる**ことになっていますので、経営事項審査の評点が下がることはありません。
- (4) 金融機関の審査もなく、迅速に融資が受けられます。
本制度の融資金は、融資事業者が金融機関から借り入れるにあたり、当基金が債務保証を行っているため、建設企業の融資枠を利用しません。これにより、**保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速（工事出来高査定後概ね1週間以内）に融資が受けられます**。

利用者の声

(A社)

当社は何度も地域建設業経営強化融資制度を活用させてもらっている。特に、契約変更により工期が延長になり、発注者からの工事代金の入金が遅れるときなどは非常にありがたい。

景気の良かったころと比べ、公共工事が減少している昨今、建設会社に対する金融機関の態度が変化していると感じる。だからこそ資金調達ルートは多様化しておく必要があり、地域建設業経営強化融資制度はいろいろある資金調達手段の一つであると認識している。

同業他社にこの制度のことを尋ねてみると、意外に「知らない」という企業が多いことに驚く。中小企業の場合、社長が多忙で公的支援施策について、なかなか勉強している暇がないのが現状であり、口コミによって初めてこの制度を知る企業も多いと思う。

(B社)

この制度の利用を検討したのは、翌年度分の前払金の請求を発注者より待つように言われ下請業者に対する支払いが滞り、資金繰りに困っているところに地域建設業経営強化融資制度のパンフレットを送っていただき制度の活用を考えました。

実際にこの制度を活用し、現場での出来高を適切に評価していただき、スムーズに資金調達することができました。何よりも日常的な管理も含めて有効的な利用方法を社員一同で話し合う良い機会を頂くことができたことと感謝しています。

(C社)

地域建設業経営強化融資制度について建設業振興基金のHPで知りました。また地元の建設事業協同組合の担当者の方々から詳しい制度内容を教えていただきました。最初は恐る恐る利用しましたが、適切なアドバイスと対応により安心して利用できる制度であることが分かり現在では受注した建設工事の多くはこの制度を利用しております。

(D社)

地域建設業経営強化融資制度は工事出来高に応じてすぐに資金化できるので、下請建設業者等に対する支払いが滞ることは少なくなりましたが、それ以上に地域建設業経営強化融資制度には国から建設業振興基金を通じた金利助成等があるので、最終の精算のときに、ほとんど金利がかからないことに驚きました。

低い金利で借り入れることができるこの制度を今後も利用したいと考えております。

本制度を実施している融資事業者及び相談窓口 (H24.4.1 現在)

(事業協同組合等 38 団体)

団体名称	連絡先	団体名称	連絡先
社団法人青森県建設業協会	017-722-7611	協同組合坂浅土木工業会	0749-62-3234
一般社団法人岩手県建設業協会	019-653-6111	阪神建設業協同組合	0725-22-6300
宮城県建設業協同組合	022-263-1266	愛媛県建設業協同組合連合会	089-943-5324 *
一般社団法人秋田県建設業協会	018-823-5495	高知県建設業協同組合	088-872-8962
一般社団法人山形県建設業協会	023-641-0328	中村地区建設協同組合	0880-34-3100
福島県建設業協同組合	024-521-1227 *	福岡県建設業協同組合	092-641-5060 *
社団法人茨城県建設業協会	029-221-5126	佐賀県建設工業協同組合	0952-23-0146
栃木県建設業協同組合連合会	028-639-2611	長崎県建設工業協同組合	095-826-9141 *
千葉県建設業協同組合連合会	043-247-3239	対馬建設業協同組合	0920-52-0374 *
ジェイケー事業協同組合	03-5408-7741 *	熊本県建設業協同組合	096-364-6726 *
都中建協同組合	03-3356-7711 *	大分県建設業協同組合連合会	097-536-4800
石川県総合建設業協同組合	076-244-1554 *	大分総合建設業協同組合	097-536-3231
山梨県建設業協同組合	055-235-0608	宮崎県建設事業協同組合	0985-23-3691
長野県建設事業協同組合連合会	026-228-7200	鹿児島県建設業協同組合連合会	099-256-4355 *
南城建協同組合	0577-75-2201	奄美大島建設業協同組合	0997-52-2721
益田建設業協同組合	0576-52-1165	沖縄県建設事業協同組合	098-878-1810 *
高山建設業協同組合	0577-32-2131		
飛騨大野建設業協同組合	0577-35-5577 *		
清水地区建設事業協同組合	0543-64-5636		
浜松地区建設事業協同組合	053-454-9012		
天竜地区建設事業協同組合	053-926-1562		
滋賀県建設業協同組合	077-524-1748		

(民間事業者 3社)

北保証サービス株式会社(北海道地区)	011-241-8654 *
株式会社建設経営サービス(東日本地区)	03-3545-8534 *
株式会社建設総合サービス(西日本地区)	06-6543-2848 *

本制度は社会全体の効用を高める施設に関する民間工事も対象としております。お問い合わせについては、建設業振興基金(03-5473-4575)または上表*印がついている融資事業者へご相談下さい。

利用者のみなさまへ

下請債権保全支援事業のご案内

■下請債権保全支援事業とは・・・

中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、当該下請建設企業等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証する仕組みです。

下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともにファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援します。

■事業の概要

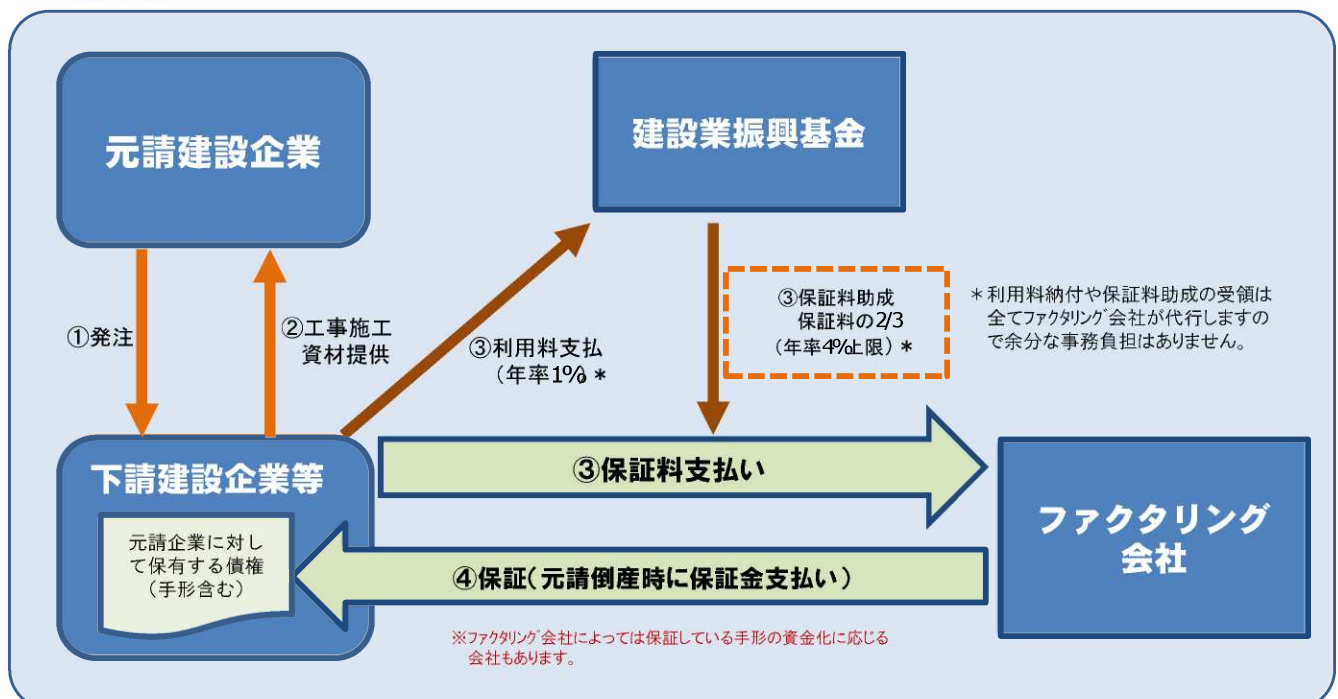
下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権(手形含む)の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。

万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかつた場合、ファクタリング会社が保証金を支払います。

■事業の特徴

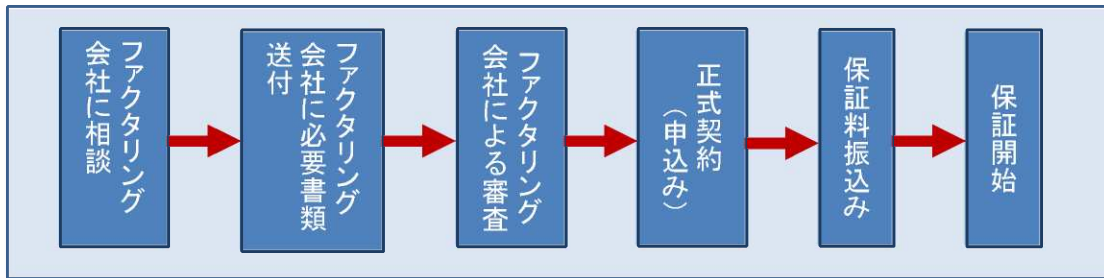
- ①ご負担いただく保証料に対して国から助成が受けられます
※助成は保証料率の2/3(年率4%が上限)。別途、受益者負担として年率1%の利用料が必要
- ②元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません
※但し保証履行に至った場合はこの限りではありません
- ③一次下請企業の方だけでなく、二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます
- ④公共工事だけではなく民間工事も対象となります

■仕組み図



■事務の流れ

※一般的なものですので、ファクタリング会社により異なるケースもあります



■ご利用に当たって

- ・取扱いは下記ファクタリング会社を実施いたします。
- ・対象となる債権(手形)には一定の要件があります。詳しくは、建設業振興基金または各ファクタリング会社までお問合せください。
- ・その他詳細な条件等については、各ファクタリング会社にお問合せください。
- ・本事業は平成27年3月31日までとなります。

※一部のファクタリング会社については、手形の資金化にも対応しています。詳細は各ファクタリング会社にお問合せください。

■ファクタリング会社一覧

※住所・電話番号は本事業の連絡先を表示

1. SMBCファイナンスサービス株式会社

住所 東京都港区三田3丁目5番27号
電話 03-5444-1522
URL <http://www.smbc-fs.co.jp/>

2. オリックス株式会社

住所 大阪府大阪市西区西本町1丁目4番1号
電話 06-6578-1650
URL <http://www.orix.co.jp/grp/crt/eigyo.htm>

3. 北保証サービス株式会社

住所 北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地
電話 011-241-8654
URL <http://khs-net.jp>

4. 株式会社建設経営サービス

住所 東京都中央区築地5丁目5番12号
電話 03-3545-8562
URL <http://www.kks-21.com/>

5. 株式会社建設総合サービス

住所 大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号
電話 06-6543-2843
URL <http://www.wingbeat.net>

6. 昭和リース株式会社

住所 東京都文京区後楽1丁目4番14号
電話 03-4284-1250
URL <http://www.s-l.co.jp/finance/>

7. 東京センチュリーリース株式会社

住所 東京都千代田区神田練堀町3
電話 03-5209-6495
URL <http://www.dl.co.jp>

8. みずほファクター株式会社

住所 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
電話 03-3286-2260
URL <http://www.mizuho-factor.co.jp>

9. 三菱UFJファクター株式会社

住所 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地
電話 03-3251-8092
URL <http://www.muf.bk.mufg.jp>

10. リソナ決済サービス株式会社

住所 東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番5号
電話 03-5640-8695
URL <http://www.resona-ks.co.jp/index.html>

[五十音順:平成26年2月末現在]

お問合せ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

住所 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号
電話 03-5473-4575
URL http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html